

奥三河（新城市・設楽町・東栄町・豊根村）の特定創業支援事業のご案内

創業をお考えの方、創業後間もない方（創業後5年未満）へ

産業競争力強化法に基づき、新城市・設楽町・東栄町・豊根村と関係機関が申請を行った「創業支援事業計画」が平成28年5月20日付けで国の認定を受けました。この認定に伴い、4市町村内において実施する「特定創業支援事業」の支援を受け、創業をお考えの方、創業後間もない方（創業後5年未満）が、以下の特定措置の適用を受けられることになりました。

1. 特定創業支援事業とは

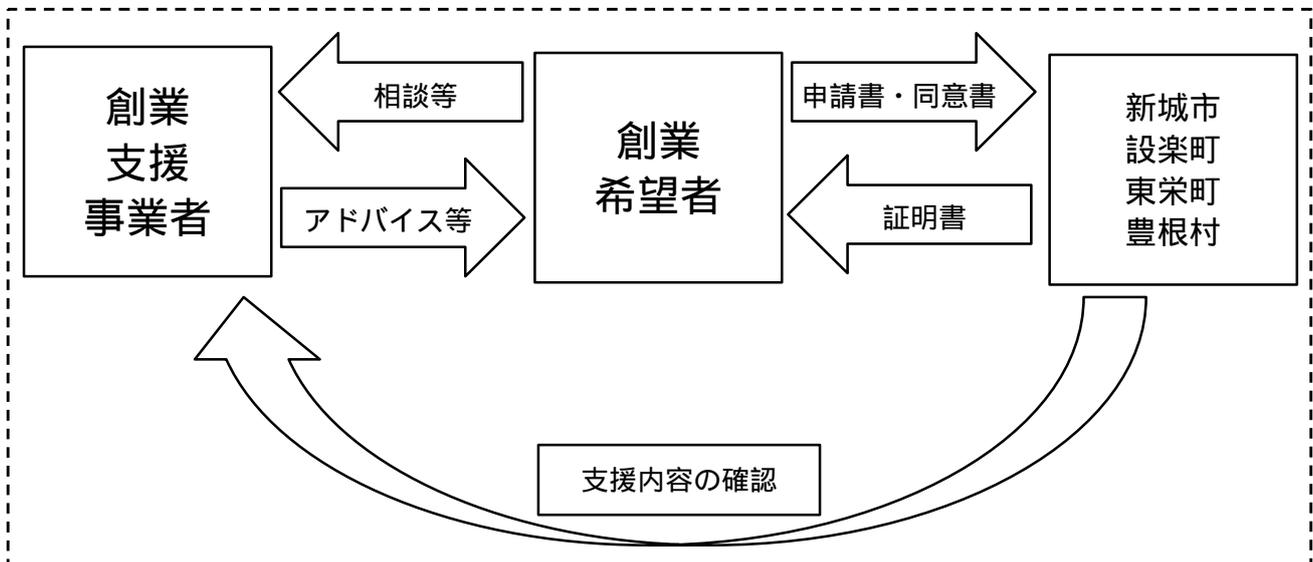
創業を行おうとする方に対する継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が身につく事業をいいます。具体的には、1か月以上にわたり4回以上、創業支援事業者からアドバイス等を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できたと認められる場合に特定創業支援事業を受けたこととなります。（裏面参照）

2. 特定創業支援事業を受けると次のメリットがあります

1	会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合
2	創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始6か月前から利用可能 (別途審査を受ける必要があります)
3	日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について 創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方として利用できます

3. メリットを受けるためには

メリットを受けるためには、特定創業支援事業を受けたことについて、市町村長の証明が必要になります。証明を受けたい方は、所定の申請書を市町村に提出してください。市町村は創業支援事業者に支援内容を確認のうえ、証明書を発行します。



奥三河（新城市・設楽町・東栄町・豊根村）の特定創業支援事業

次の表に示す支援事業が特定創業支援事業に該当します。

創業支援事業者	支援事業
新城市商工会 設楽町商工会 津具商工会 東栄町商工会 豊根村商工会	創業支援ワンストップ相談窓口 創業支援セミナー
愛知銀行	創業相談窓口
愛知東農業協同組合	創業相談窓口
蒲郡信用金庫	創業相談窓口
豊川信用金庫	創業相談窓口
豊橋信用金庫	創業相談窓口
株式会社三菱UFJ銀行	創業相談窓口
株式会社日本政策金融公庫 豊橋支店	創業相談窓口

* 単独の支援事業のみだけでなく、複数の支援事業者の支援事業の組み合わせにより、下記条件を満たした場合でも、特定創業支援事業を受けたこととなります。

【特定創業支援事業の条件】

1 か月以上にわたり4回以上、創業支援事業者からアドバイスを受け、経営・財務・人材育成・販路開拓のノウハウを習得できたと認められる場合。

* 経営・財務・人材育成・販路開拓のノウハウの内容は次の内容をいいます。

経営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること
財務	財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成等に関すること
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関すること